

# さぬき福祉専門学校介護福祉士実務者研修コース学則

## 第1章 総則

(名称及び趣旨)

第1条 この学則は、名称をさぬき福祉専門学校介護福祉士実務者研修コースとする介護福祉士実務者研修通信課程の運営について必要な事項を定めるものとする。

(教育目標)

第2条 介護に携わる人材としての必要な知識及び技術を学ぶとともに、豊かな人間性を育て、地域社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。

(設置主体および所在地)

第3条 社会福祉法人厚仁会をその設置主体とする。

2 所在地は、香川県丸亀市飯野町東分 2700 番地

## 第2章 課程、修業年限、休業日等

(課程、修業年限、定員及び学級数)

第4条 課程、修業年限、定員及び学級数は、次の通りとする、

課程	名称	履修方法	修業年限	入学定員	総定員	学級数
通信課程	さぬき福祉専門学校介護福祉士実務者研修コース	通信 (一部通学)	6ヶ月	50人	50人	1学級

(期間)

第5条 期間は、毎年6月1日に始まり、11月30日に終わる。

(休業日)

第6条 本校の授業を行わない日(以下「休業日」という)は次の通りとする。

(1)日曜日及び土曜日

(2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

2 学校長は、必要があると認めるときは、前項に定める休業日に授業を行うことができる。

3 第1項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

## 第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程及び授業時数)

第7条 教育課程及び授業時数は、別表「教育課程表」の通りとする。

(始業及び終業時刻)

第8条 始業及び終業時刻は、午前9時00分から午後6時40分までとする。

医療的ケア演習は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

## 第4章 入学、休学、復学、退学、除籍等

(入学時期)

第9条 入学時期は、毎年6月とする。

(受講対象者)

第 10 条 演習を含む全ての課程を独力で修了することが可能な者とする。

(受講生の選考方法)

第 11 条 学校長は、入学しようとする者に対して、次の通り入学選考を行う。

書類選考：課題を通して、介護福祉士を目指す理由を確認し、明確な目的のある者に対し、学校長の判断で合格とする。

(入学の許可)

第 12 条 学校長は、入学選考に合格した者に対して入学を許可する。

(入学手続き)

第 13 条 選考に合格し入学を希望する者は、必要書類を添えて指定期日までに入学手続きを行わなければならない。

(入学許可の取消し)

第 14 条 学校長は、正当な理由がなくて、前条に規定する入学手続きをしない者に対して、入学許可を取り消すことができる。

(休学)

第 15 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその他事由を明らかにする書類(診断書等)を添えて、学校長の承認を受けなければならない。

2 休学の期間は最長 1 年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

(復学)

第 16 条 前条の者が復学しようとするときは、復学願いを学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(在籍限度期間)

第 17 条 研修開始月より起算し、2 年を超えて在学することはできない。

(退学)

第 18 条 病気その他やむを得ない理由のため退学しようとする者は、その理由を記した退学届を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第 19 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載のあった者
- (2) 第 17 条の定めにより、在籍年限を超えた者
- (3) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (4) 死亡又は行方不明の者
- (5) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者

- (6) 正当な理由がなくて授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (7) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等、出席不良の者
- (8) 学生の本分に反する行為があった者
- (9) その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者

(編入学)

第 20 条 編入学については、これを行わない。

(補講について)

第 21 条 やむを得ない事情で授業の一部を欠席した場合は、補講(振替授業)を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は一時間当たり 3,000 円を徴収する。

## 第 5 章 成績の評価、及び認定

(科目履修、課程の認定)

第 22 条 課程の認定は、科目毎に行う認定試験の結果を同項 3、4 の基準により判定し、全科目を履修した受講料を全額支払っている者に対し、課程を認定する。

2 介護過程Ⅲ、医療的ケアのスクーリングの全日程に出席しない者は、当該科目の評価を受けることができない。

3 成績評価は科目ごとに試験成績を判断して 100 点満点のうち 60 点以上をもって履修とする。

4 通信は必要とする全ての課題において 6 割以上の評価、スクーリング(介護過程)も 6 割以上の評価の者に対し、単位認定を行う。スクーリング(医療的ケア)においては、それぞれの 5 回目の演習で全項目の 9 割以上ができた場合に単位認定を行う。但し、課題の再提出は 2 回までとし、1 回につき 1,000 円を徴収する。

スクーリングの認定試験の再試験は 1 回までとし、再試験料は 5,000 円とする。

(修了証明書の授与)

第 23 条 学校長は、全科目を認定した者に対して、修了証明書を授与する。

## 第 6 章 授業料等納入金

(授業料等の額)

第 24 条 授業料及び諸費用の額は以下の通りとする。

区分	全納	分割払い
	一括払い	2 回
無資格者	¥150,000	¥79,000
介護職員初任者研修修了者	¥120,000	¥63,000
訪問介護員養成研修 1 級課程修了者	¥100,000	¥53,000
訪問介護員養成研修 2 級課程修了者	¥120,000	¥63,000
訪問介護員養成研修 3 級課程修了者	¥140,000	¥74,000
介護職員基礎研修修了者	¥70,000	¥37,000
認知症実践者研修	¥140,000	¥74,000
喀痰吸引等研修	¥100,000	¥53,000

但し、テキスト代は別途必要

(授業料等の納付及び返還)

第 25 条 授業料は、受講開始日までに納付しなければならない。申出により 2 回払いで納付することができる。いずれの場合でも納付に係る手数料は受講者が負担する。

- 2 分納の場合は指定された月の 25 日までに納入しなければならない。
- 3 納付された授業料は返還しない。
- 4 ただし、学校長が特別の事情があると認める者に対しては、授業料を返還することができる。

## 第 7 章 教員組織

(教員組織)

第 26 条 本校に次の職員を置く。

学校長	1 人
専任教員	3 人以上
その他の教員	相当数
事務職員	1 人

- 2 学校長は、校務を掌理し、職員を指揮監督する。

## 第 8 章 その他

(個人情報の保護)

第 27 条 知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は当法人の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

- 2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第 28 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

第 29 条 この学則に定めるもののほか、学校の管理運営に関して必要な事項は、学校長が定める。

附則

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

形式	授業科目等	時間数	無資格	介護職員 初任者研修	訪問介護員養成研修			介護職員 基礎研修	認知症実践 者研修	喀痰吸引等 研修
					1級	2級	3級			
通信	人間の尊厳と自立	5	○	×	×	×	×	×	○	○
	社会の理解Ⅰ	5	○	×	×	×	×	×	○	○
	社会の理解Ⅱ	30	○	○	×	○	○	×	○	○
	介護の基本Ⅰ	10	○	×	×	×	○	×	○	○
	介護の基本Ⅱ	20	○	○	×	×	○	×	○	○
	医療的ケア	50	○	○	○	○	○	○	○	×
	介護過程Ⅰ	20	○	×	×	×	○	×	○	○
	介護過程Ⅱ	25	○	○	×	○	○	×	○	○
	生活支援技術Ⅰ	20	○	×	×	×	×	×	○	○
	生活支援技術Ⅱ	30	○	×	×	×	○	×	○	○
	発達と老化の理解Ⅰ	10	○	○	×	○	○	×	○	○
	発達と老化の理解Ⅱ	20	○	○	×	○	○	×	○	○
	認知症の理解Ⅰ	10	○	×	×	○	○	×	×	○
	認知症の理解Ⅱ	20	○	○	×	○	○	×	×	○
	障害の理解Ⅰ	10	○	×	×	○	○	×	○	○
	障害の理解Ⅱ	20	○	○	×	○	○	×	○	○
	こころとからだのしくみⅠ	20	○	×	×	×	○	×	○	○
こころとからだのしくみⅡ	60	○	○	×	○	○	×	○	○	
コミュニケーション技術	20	○	○	×	○	○	×	○	○	
スクーリング	介護過程Ⅲ	45	○	○	○	○	○	×	○	○
	医療的ケア演習	18	○	○	○	○	○	○	○	×
合計		468	468	338	113	338	438	68	438	400